

岐阜県公報

号外 (一) 令和元年五月二十五日

目 次
告 示

家畜伝染病の発生
豚コレラのまん延を防止するための家畜の種類並びに指定
家畜等の移動及び移出の禁止区域の指定
豚コレラのまん延を防止するための家畜の種類及び家畜伝染病の病原体をひらげるおそれがある物品の移出の禁止区域の指定

(家畜防疫対策課)
(同)
ページ

(同)
二
一

岐阜県告示第二十三号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定による家畜伝染病が発生した旨の届出があつたので、同条第四項の規定により次のとおり告示する。

令和元年五月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 家畜伝染病の種類
豚コレラ
- 二 家畜の種類
- 三 患畜又は疑似患畜の区分及びその頭数
疑似患畜 二頭
- 四 発生場所
山県市
- 五 発生年月日
令和元年五月二十五日

岐阜県告示第二十四号

豚コレラのまん延を防止するため、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第三十二条第一項及び岐阜県家畜伝染病まん延防止規則(昭和三十九年岐阜県規則第九十四号。以下「規則」という。)第三条の規定により、家畜の種類並びに当該家畜

等の移動及び移出を禁止する区域を次のことおり指定するので、規則第七条の規定により告示する。

令和元年五月一十五日

岐阜県知事 古田 篤

家畜の種類

二 批定圖地

卷之三

山県市赤尾、伊佐美、梅原、大桑、大森、掛、小倉、上願、谷合、大門、吉永、西深瀬（地番が四百番以降である土地の区域を除く。）、平井、藤倉、洞田及び松尾（地番が六百番以降である土地の区域を除く。）

2 種止を禁止する図

岐阜市秋沢、秋沢一丁目、秋沢二丁目、安食、安食荒毛、安食志良古、安食三内前、安食龍巣前、安食一丁目、安食二丁目、安食三丁目、安食四丁目、安食五丁目、安食六丁目、粟野、粟野台、粟野西一丁目、粟野西二丁目、粟野西三丁目、粟野西四丁目、粟野西五丁目、粟野西六丁目、粟野西七丁目、粟野西八丁目、粟野東一丁目、粟野東二丁目、粟野東三丁目、粟野東四丁目、粟野東五丁目、石谷、石谷一丁目、石谷二丁目、石谷三丁目、石谷四丁目、石谷五丁目、石谷六丁目、石原一丁目、石原二丁目、石原三丁目、今川、岩井、岩井一丁目、岩井二丁目、岩井三丁目、岩崎、岩崎一丁目、岩崎二丁目、岩崎三丁目、岩利、岩利一丁目、岩利二丁目、岩利三丁目、岩利四丁目、岩利五丁目、岩利六丁目、岩利七丁目、打越、奥、奥一丁目、奥二丁目、折立、門屋、門屋字野崎、門屋門、門屋勢引、門屋溝上、上城田寺中、上城田寺西、上城田寺東、上城田寺南、上西郷、上西郷一丁目、上西郷二丁目、上西郷三丁目、上西郷四丁目、上西郷五丁目、上西郷六丁目、上西郷七丁目、上西郷、小野、小野一丁目、小野二丁目、小野三丁目、小野四丁目、小野五丁目、小野六丁目、御望、御望一丁目、御望二丁目、御望三丁目、御望四丁目、御望五丁目、御望六丁目、鷺山北町、黒野南一丁目、黒野南二丁目、黒野南三丁目、黒野南四丁目、小西郷三丁目、小野、小野一丁目、小野二丁目、小野三丁目、小野四丁目、小野五丁目、小野六丁目、御望、御望一丁目、御望二丁目、御望三丁目、御望四丁目、御望五丁目、御望六丁目、鷺山北町、

鷺山新町、佐野一丁目、下鶴飼、下鶴飼一丁目、下鶴飼二丁目、下西郷、下西郷四
太郎丸北郷、太郎丸新屋敷、太郎丸諷訪、太郎丸知之道、太郎丸中島、太郎丸北浦、
太郎丸向良、大学北一丁目、大学北二丁目、大学北三丁目、大学西一丁目、大学西
二丁目、椿洞、中、中西郷、中西郷一丁目、中西郷二丁目、中西郷三丁目、中西郷
西秋沢、西秋沢一丁目、西秋沢二丁目、則松、則松一丁目、則松二丁目、則松三丁
目、則松四丁目、則松五丁目、春近古市場北、春近古市場南、彦坂、彦坂川上、彦
坂川北、彦坂川南、雑倉、雑倉一丁目、雑倉二丁目、雑倉三丁目、深坂一丁目、深
坂二丁目、福富、福富笠海道、福富町田、福富天神前、福富出口、福富永田、福富
迎田、福光西一丁目、福光西二丁目、福光西三丁目、福光東一丁目、福光東二丁目、
古市場、古市場老ノ上、古市場神田、古市場高田、古市場高宮、古市場中原、古市
場東町田、洞、正木、正木北町、正木中三丁目、正木中四丁目、正木西町、正木南
二丁目、交人、三田洞、三田洞東一丁目、三田洞東二丁目、三田洞東三丁目、三田
洞東四丁目、三田洞東五丁目、三輪、三輪ぶりんとびあ、三輪宮西、三輪宮前、村
山、村山一丁目、村山二丁目、村山三丁目、村山四丁目、茂地、森西、森東、八代
一丁目、八代二丁目、八代三丁目、柳戸、山県右、山県右中、山県岩西、山県岩東、
山県岩南、山県右明光、山県北野及び若福町、関市千足、洞戸市場、洞戸片、洞戸
上菅谷、洞戸栗原、洞戸黒谷、洞戸小坂、洞戸下菅谷、洞戸菅谷、洞戸通元寺、洞
戸飛瀬、武芸川町跡部、武芸川町宇多院、武芸川町小知野、武芸川町高野、武芸川
町谷口、武芸川町八幡及び武芸川町平、美濃市乙狩、大矢田、小倉及び御手洗、山
県市相戸、青波、岩佐、柿野、片原、葛原、佐賀、笠賀、佐野、椎倉、高木、高喜、
田栗、椿、出戸、徳永、中洞、長瀧、西深瀬（地番が四百番以降である土地の区域に限
る。）、東深瀬、日永、船越及び松尾（地番が六百番以降である土地の区域に限
る。）、本巣市石神、上保、北野、金原、郡府、神海、佐原、曾井中島、長屋、根尾
奥谷、日当、法林寺及び文殊、揖斐郡揖斐川町谷汲高科、谷汲長瀬及び谷汲岐礼並

号) 第三十二条第一項及び岐阜県家畜伝染病まん延防止規則（昭和三十九年岐阜県規則第九十四号。以下「規則」といへ。）第三条の規定により、家畜の種類及び家畜伝染病の病原体をひろげるおそれがある物品の移出を禁止する区域を次のとおり指定するので、規則第七条の規定により告示する。

令和元年五月一十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 家畜の種類
豚
- 二 指定区域
恵那市串原及び本巣市政田

令和元年五月二十五日発行

発 行 所 者

岐 阜 県
県庁

岐阜市薮田南二丁目一番一号

編 集

岐阜市三輪ぶりんとぴあ十三
一 岐阜文芸社